

第5編

参

考

魅力ある商店街づくり助成事業

制度区分 所管団体 県担当課
 その他
 (財) 地域活性化センター
 地域政策課 地域振興担当 (内線 2768)

支 援 目 的	自治宝くじの普及宣伝を図るとともに、地域の活性化を推進するため、当該普及宣伝に係る事業費を財源に、商店街のイメージアップ又は中心市街地の再活性化を目的としたモデル的な商店街の振興整備事業に対して助成を行う。
支 援 内 容	〔対象事業〕 ・自治宝くじの普及宣伝の効果を発揮できるものであること。 ・商店街の機能の発揮に有効な事業であること ・先進性及び独創性を有するなどモデル的な事業であること。 ・基本計画等の実現に寄与するものであること。 ・大規模小売店舗の進出又は撤退により影響を受けた商店街で実施される事業など必要性及び緊急性の高い事業であること。 ・都道府県及び市町村の各種振興計画の推進と連携し、地域の活性化に寄与するものであること。 〔対象経費〕 助成対象経費は、事業実施に直接必要な工事請負費、設計委託費等のみとする。 〔支援金額（率）〕 1件につき2,000万円に消費税相当額を加えた額（助成対象経費の100%以内） 〔対象団体〕 商店街等振興整備対策推進要綱（平成3年6月3日自治振第74号各都道府県知事あて自治事務次官通知）に基づく商店街等振興整備推進計画又は中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律（平成10年法律第92号）第6条に基づく基本計画を定める市町村（一部事務組合を含む）
〔予 算 額〕	21年度 — 20年度 —
〔申 請 期 間〕	毎年11月下旬～1月中旬
〔採択件数・採択例〕	21年度 未定 20年度 0件
〔根拠法令・要綱等〕	魅力ある商店街づくり助成事業実施要綱

建設費補助金制度

【県民生活部】

コミュニティ助成事業

制度区分 所管省庁 県担当課
 その他 (財) 自治総合センター
 NPO活動推進課地域コミュニティ担当 (内線 2819)

支援目的	財団法人自治総合センターが、宝くじ受託事業収入を財源として、コミュニティ活動に必要な施設、設備、備品を整備する市町村、地区住民のコミュニティ組織に助成金を交付し、コミュニティの健全な発展を図るとともに、宝くじの普及広報事業として実施するものとする。																		
支援内容	〔対象事業〕 ①一般コミュニティ助成事業 ②緑化推進コミュニティ助成事業 ③コミュニティセンター助成事業 ④青少年健全育成助成事業 ・事業の要件 1 宝くじの普及広報の効果が発揮できるものであること。 2 おおむね次に掲げるコミュニティ活動に必要な施設又は設備の整備に関する事業であって、国の補助金の交付を受けないものであること。 ア 生活環境の清潔、静かさ、美観の維持等に関すること。 イ 健康の管理・増進に関すること。 ウ 交通安全、防犯その他の生活の安全の確保の推進に関すること。 エ お祭り、運動会、ピクニックその他コミュニティ行事に関すること。 オ 文化活動及び学習活動に関すること。 カ 体育及びレクリエーション活動に関すること。 キ 福祉活動に関すること。 ク その他、緑化の推進、コミュニティセンターの建設整備に関すること。 〔対象経費〕 <table><tr><td>・一般コミュニティ助成</td><td>市町村又はコミュニティ組織が行うコミュニティ活動に必要な施設又は設備</td></tr><tr><td>・緑化推進コミュニティ助成</td><td>市町村又はコミュニティ組織が行う植樹・植栽又は花壇等の整備</td></tr><tr><td>・コミュニティセンター助成</td><td>市町村又はコミュニティ組織が行う多目的な総合施設（コミュニティセンター）の建設整備に関する事業費</td></tr><tr><td>・青少年健全育成助成</td><td>市町村又はコミュニティ組織が主体となって行う、主として小中学生が参加するイベント等のソフト事業</td></tr></table> 〔支援金額（率）〕 <table><tr><td>・一般コミュニティ助成</td><td>100万円～250万円</td></tr><tr><td>・緑化推進コミュニティ助成</td><td>50万円～200万円</td></tr><tr><td>・コミュニティセンター助成</td><td>対象事業費の3／5以内で1,500万円を助成限度額とする</td></tr><tr><td>・青少年健全育成助成</td><td>30万円～100万円</td></tr></table> 〔支援金額（率）〕 市町村、市町村→地区住民のコミュニティ組織 〔対象団体〕			・一般コミュニティ助成	市町村又はコミュニティ組織が行うコミュニティ活動に必要な施設又は設備	・緑化推進コミュニティ助成	市町村又はコミュニティ組織が行う植樹・植栽又は花壇等の整備	・コミュニティセンター助成	市町村又はコミュニティ組織が行う多目的な総合施設（コミュニティセンター）の建設整備に関する事業費	・青少年健全育成助成	市町村又はコミュニティ組織が主体となって行う、主として小中学生が参加するイベント等のソフト事業	・一般コミュニティ助成	100万円～250万円	・緑化推進コミュニティ助成	50万円～200万円	・コミュニティセンター助成	対象事業費の3／5以内で1,500万円を助成限度額とする	・青少年健全育成助成	30万円～100万円
・一般コミュニティ助成	市町村又はコミュニティ組織が行うコミュニティ活動に必要な施設又は設備																		
・緑化推進コミュニティ助成	市町村又はコミュニティ組織が行う植樹・植栽又は花壇等の整備																		
・コミュニティセンター助成	市町村又はコミュニティ組織が行う多目的な総合施設（コミュニティセンター）の建設整備に関する事業費																		
・青少年健全育成助成	市町村又はコミュニティ組織が主体となって行う、主として小中学生が参加するイベント等のソフト事業																		
・一般コミュニティ助成	100万円～250万円																		
・緑化推進コミュニティ助成	50万円～200万円																		
・コミュニティセンター助成	対象事業費の3／5以内で1,500万円を助成限度額とする																		
・青少年健全育成助成	30万円～100万円																		
〔予算額〕 21年度 ー 千円 、 20年度 ー 千円																			
〔採択件数・採択例〕 <table><tr><td>21年度</td><td>一般</td><td>77件（さいたま市他）</td></tr><tr><td>20年度</td><td>一般</td><td>76件（さいたま市他）</td></tr><tr><td></td><td>緑化推進</td><td>1件（吉川市）</td></tr><tr><td></td><td>コミュニティセンター</td><td>2件（新座市、本庄市）</td></tr><tr><td></td><td>青少年</td><td>1件（大利根町）</td></tr></table> 〔根拠法令・要綱等〕 コミュニティ助成事業実施要綱 〔事業期間・採択期限〕 事業期間 1年 〔組合せ出来る他制度〕 特になし				21年度	一般	77件（さいたま市他）	20年度	一般	76件（さいたま市他）		緑化推進	1件（吉川市）		コミュニティセンター	2件（新座市、本庄市）		青少年	1件（大利根町）	
21年度	一般	77件（さいたま市他）																	
20年度	一般	76件（さいたま市他）																	
	緑化推進	1件（吉川市）																	
	コミュニティセンター	2件（新座市、本庄市）																	
	青少年	1件（大利根町）																	

新分野進出等企業支援補助事業

制度区分 その他
所管団体 地域総合整備財団（ふるさと財団）
県担当課 地域政策課 地域振興担当（内線 2768）

支 援 目 的	企業が新分野に進出するために行う新商品開発を支援する市町村に対し補助金を交付することにより、地域における新産業の育成と雇用の拡大に資することを目的とする。
支 援 内 容	〔対象事業〕 ① 新分野進出研究開発補助金 企業等が新分野に進出するために行う新商品開発に向けての研究開発に対する市町村の補助金 ② 小規模商品開発補助金 地場企業等が新分野に進出する等のために行う新商品開発に対する市町村の補助金 いずれにおいても、事業期間が原則としてH21.4.1～H22.2.20までであること。ただし、特段の事情がある場合には1年間の延長を認める。 〔対象経費〕 原材料等の購入に要する経費、機械装置又は工具器具等の購入、試作、改良、借用又は修繕等に要する経費、専ら補助対象事業に従事する者に係る人件費等（付随する基本的なマーケットリサーチ等を含み、試作品完成までに係るものに限る。） 〔支援金額（率）〕 ① 新分野進出研究開発補助金 補助対象経費の2／3（10／10）の額又は1千万円のいずれか少ない方の額以内。 ② 小規模商品開発補助金 補助対象経費の2／3（10／10）の額又は500万円のいずれか少ない方の額以内。 ※（ ）内は、みなし過疎地域、地域力創造総合推進地域において行われる場合 〔対象団体〕 市町村
〔予 算 額〕	21年度 — 20年度 —
〔事業期間〕	H21.4.1～H22.2.20
〔申請期間〕	毎年2月～6月ごろ
〔採択件数・採択例〕	21年度 未定 20年度 1件（川口市：小規模商品開発補助金）
〔根拠法令・要綱等〕	新分野進出等企業支援補助事業実施要綱

e-地域資源活用事業

制度区分 その他
所管団体 地域総合整備財団（ふるさと財団）
県担当課 地域政策課 地域振興担当（内線 2768）

支 援 目 的	観光地が連携して同一テーマにより情報を提供するための、ICTを利用した共通プラットフォームの整備を推進する。
支 援 内 容	〔対象事業〕 ・観光コンテンツ・システム開発 ・地域間連携のための共通プラットフォームの整備 ・地域間連携のための協議会設立、運営などの調整 〔対象経費〕 ・助成対象事業における連携実現のために必須となるICT環境整備等に要する費用 ・助成対象事業における連携組織化のための運営、管理等に要する費用 ・助成対象事業に必要な委託費 ・その他、財団が必要と認めた経費 〔支援金額（率）〕 840万円以内／事業あるいは助成対象費用の2／3以内 〔対象団体〕 市町村
〔予 算 額〕	21年度 — 20年度 —
〔事業期間〕	H21.4.1～H22.2.20
〔申請期間〕	毎年3月中旬～5月中旬
〔採択件数・採択例〕	21年度 未定 20年度 0件
〔根拠法令・要綱等〕	e-地域資源活用事業実施要綱

地域共創ビジネス支援事業

制度区分 その他
所管団体 地域総合整備財団（ふるさと財団）
県担当課 地域政策課 地域振興担当（内線 2768）

支援目的	地域力創造に向けて、地域コミュニティの発展・再構築を誘導するような地域資源活用型ビジネス（地域内外交流創出型コミュニティビジネス）を目指す地域に、専門的な知識やノウハウ・経験を有する民間人材は見当の支援をすることを目的とする。
支援内容	〔対象事業〕 市町村が助成する地域共創ビジネス事業で、従来のコミュニティビジネスを基盤にして、 ・広域の販路開拓 ・他地域の専門的人材の活用等による商品開発 ・地域資源との連携によるビジネスの拡大 などの発展的展開を目指す事業 〔対象経費〕 ・助成対象事業に必要な経費（人材派遣等の委託費を含む） ・助成対象事業に係る組織の活動等に要する経費 ・その他、財団が必要と認めた経費 〔支援金額（率）〕 500万円以内／事業あるいは助成対象費用の2／3以内 〔対象団体〕 市町村
〔予算額〕	21年度 —
〔事業期間〕	単年度
〔申請期間〕	毎年3月中旬～4月中旬
〔採択件数・採択例〕	21年度 未定（21年度新規事業）
〔根拠法令・要綱等〕	地域共創ビジネス支援事業実施要綱

活力ある地域づくり支援事業
（広域連携推進助成事業）

制度区分 その他
所管団体 （財）地域活性化センター
県担当課 地域政策課 地域振興担当（内線 2768）

支援目的	（財）地域活性化センターは、（財）自治総合センターから受け入れる助成金を財源として、要綱の定めるところにより、活力ある地域づくりを目的としたモデル的な事業に対する支援を行い、地域の活性化を図るとともに宝くじの普及宣伝を行う。
支援内容	〔対象事業〕 1 複数の市町村が共同して、又は広域行政機構が主体となって地域のもつ特性を有効に活用し、地域間の広域的連携の推進を目的として実施する、事業費が100万円以上のソフト事業 2 新規事業（既存事業にあっても大幅な内容の変更がある場合については、これを含める。） 3 助成対象事業には、実行委員会等が実施するソフト事業に対して市町村又は広域行政機構（以下、「市町村等」という。）が助成を行う場合を含む。 ・助成要件 1 宝くじの普及宣伝の効果が発揮できるものであること。 2 他に国の補助金の交付を受けないものであること。 3 当該年度に確実に事業を完了するものであること。 〔対象経費〕 各種ソフト事業に必要な備品等の購入費、実施にかかる事業費及び企画立案費 ※食料費のうち事務担当者等による懇親会・反省会にかかる経費、報償費のうち賞金、旅費のうち事前視察にかかる経費及び長期間に渡って恒常的に発生する光熱水費は対象外。 〔支援金額（率）〕 300万円以内（助成の対象となる経費の100％以内） ※市町村等が共同で実施する事業のうち、複数の市町村等が事業費を予算計上している事業の場合については、それぞれの事業費を合計した金額を助成対象額とすることができる。 〔対象団体〕 市町村・広域行政機構である広域連合、一部事務組合及び地方自治法の規定に基づき設置された協議会
〔予算額〕	21年度 — 20年度 —
〔事業期間〕	単年度
〔申請期間〕	毎年11月下旬～1月中旬
〔採択件数・採択例〕	21年度 未定 20年度 0件
〔根拠法令・要綱等〕	活力ある地域づくり支援事業実施要綱

運営費補助金制度

【企画財政部】

活力ある地域づくり支援事業 (活力ある商店街づくり助成事業)

制度区分 その他
所管団体 (財) 地域活性化センター
県担当課 地域政策課 地域振興担当 (内線 2768)

支援目的	(財) 地域活性化センターは、(財) 自治総合センターから受け入れる助成金を財源として、要綱の定めるところにより、活力ある地域づくりを目的としたモデル的な事業に対する支援を行い、地域の活性化を図るとともに宝くじの普及宣伝を行う。		
支援内容	〔対象事業〕 1 地域の特性を活かし、主として中心市街地において自主的・主体的に実施される商店街の活性化を目的とした、事業費が100万円以上のソフト事業 2 商店街の魅力を高めるために、一定の規模を持った統一的な取り組みとして複数の商店街振興組合等が共同で又は連携して実施するソフト事業については、これを含める。 3 新規事業（既存事業にあっても大幅な内容の変更がある場合については、これを含める。） 4 助成対象事業には、商店街振興組合・商工会議所・実行委員会等が実施するソフト事業に対して、市町村又は広域行政機構（以下、「市町村等」という。）が助成を行う場合を含む。 ・助成要件 1 宝くじの普及宣伝の効果が発揮できるものであること。 2 他に国の補助金の交付を受けないものであること。 3 当該年度に確実に事業を完了するものであること。 〔対象経費〕 各種ソフト事業に必要な備品等の購入費、実施にかかる事業費及び企画立案費 ※食料費のうち事務担当者等による懇親会・反省会にかかる経費、報償費のうち賞金、旅費のうち事前視察にかかる経費及び長期間に渡って恒常的に発生する光熱水費は対象外。 〔支援金額（率）〕 300万円以内（助成の対象となる経費の100%以内） ※市町村等が共同で実施する事業のうち、複数の市町村等が事業費を予算計上している事業の場合については、それぞれの事業費を合計した金額を助成対象額とすることができる。 〔対象団体〕 市町村・広域行政機構である広域連合、一部事務組合及び地方自治法の規定に基づき設置された協議会		
〔予算額〕	21年度	—	20年度 —
〔事業期間〕	単年度		
〔申請期間〕	毎年11月下旬～1月中旬		
〔採択件数・採択例〕	21年度	未定	20年度 1件（騎西町）
〔根拠法令・要綱等〕	活力ある地域づくり支援事業実施要綱		

活力ある地域づくり支援事業 (地域資源活用助成事業)

制度区分 その他
所管団体 (財) 地域活性化センター
県担当課 地域政策課 地域振興担当 (内線 2768)

支援目的	(財) 地域活性化センターは、(財) 自治総合センターから受け入れる助成金を財源として、要綱の定めるところにより、活力ある地域づくりを目的としたモデル的な事業に対する支援を行い、地域の活性化を図るとともに宝くじの普及宣伝を行う。		
支援内容	〔対象事業〕 1 地域の自然、文化、歴史、産業、生活習慣等の特性を地域資源として発見し、積極的な活用を図ることを目的として実施する、事業費が100万円以上の特色あるソフト事業 2 新規事業（既存事業にあっても大幅な内容の変更がある場合については、これを含める。） 3 助成対象事業には、実行委員会等が実施するソフト事業に対して市町村又は広域行政機構（以下、「市町村等」という。）が助成を行う場合を含む。 ・助成要件 1 宝くじの普及宣伝の効果が発揮できるものであること。 2 他に国の補助金の交付を受けないものであること。 3 当該年度に確実に事業を完了するものであること。 〔対象経費〕 各種ソフト事業に必要な備品等の購入費、実施にかかる事業費及び企画立案費 ※食料費のうち事務担当者等による懇親会・反省会にかかる経費、報償費のうち賞金、旅費のうち事前視察にかかる経費及び長期間に渡って恒常的に発生する光熱水費は対象外。 〔支援金額（率）〕 300万円以内（助成の対象となる経費の100%以内） ※市町村等が共同で実施する事業のうち、複数の市町村等が事業費を予算計上している事業の場合については、それぞれの事業費を合計した金額を助成対象額とすることができる。 〔対象団体〕 市町村・広域行政機構である広域連合、一部事務組合及び地方自治法の規定に基づき設置された協議会		
〔予算額〕	21年度	—	20年度 —
〔事業期間〕	単年度		
〔申請期間〕	毎年11月下旬～1月中旬		
〔採択件数・採択例〕	21年度	未定	20年度 1件（新座市）
〔根拠法令・要綱等〕	活力ある地域づくり支援事業実施要綱		

地域イベント助成事業

制度区分 その他
所管団体 (財) 地域活性化センター
県担当課 地域政策課 地域振興担当 (内線 2768)

支援目的	(財) 地域活性化センターは、(財) 地域社会振興財団の協力を得て、イベントに対する助成を実施し地域社会の活性化を図る。 なお、本助成は(財) 地域社会振興財団の「長寿社会づくりソフト事業費交付金」中「健やかコミュニティモデル地区育成事業」の一環として行う。		
支援内容	〔対象事業〕 コミュニティが主体となっており、創意と工夫に富み、地域の活性化に貢献すると思われるイベントとする。なお、国庫補助金等を受けている事業は、対象外とする。 ・事業要件 1 コミュニティが自主的、主体的に企画・実施している。 2 コミュニティが目的を持ち、長期的展望にたって企画している。 3 地域特性、地域資源を有効に活用している。 4 内容が創意と工夫に富んでいる。 5 助成による十分な事業効果が見込まれる。 〔対象経費〕 助成対象事業実施に要する経費（賃金・謝金・旅費・教材費・備品購入費等） 〔支援金額（率）〕 1, 0 0 0 千円以内（対象事業経費の1 0 0 %以内） 〔対象団体〕 市町村		
	〔予算額〕	2 1 年度	— 2 0 年度 —
	〔事業期間〕	単年度	
	〔申請期間〕	毎年1 1 月下旬～1 月中旬	
	〔採択件数・採択例〕	2 1 年度	未定 2 0 年度 1 件（小鹿野町）
	〔根拠法令・要綱等〕	地域イベントに対する助成事業実施要綱	

公共スポーツ施設等活性化助成事業

制度区分 その他
所管団体 (財) 地域活性化センター
県担当課 地域政策課 地域振興担当 (内線 2768)

支援目的	公共スポーツ施設等の有効利活用を促進するために、その管理運営に創意工夫を凝らしている市町村が実施するモデル的なソフト事業に対し助成を行うことにより、地域スポーツの振興と地域の活性化を推進する。		
支援内容	〔対象事業〕 1 助成対象施設の効果的・効率的な利用システムの整備に係る事業（ただし、地方債等の特定財源が充当されるもの及び施設整備に係るものを除く。） 2 助成対象施設において実施される、地域スポーツ活動を推進するためのソフト事業 3 助成対象施設において実施される、健康増進に資するためのソフト事業 ＜助成対象施設＞ 市町村が設置する体育館、陸上競技場、野球場、プール及び健康増進に寄与する施設又はそれらの複合施設（ただし学校体育施設を除く。）のうち、施設の有効利活用を促進するため、効果的・効率的な利用システムの整備及び特色のあるソフト事業を計画的に推進するもので、次のいずれかの要件を満たすもの。 ①平成2 1 年度に運営を開始する施設（平成2 1 年1 月から平成2 1 年3 月までに運営を開始するものを含む。）又は既に運営を開始している施設のうち、利用システムの抜本的見直しを行うもの ②上記以外の施設であって、その有効利活用を促進するため、新たに特色のあるソフト事業を実施する施設 〔対象経費〕 ・〔対象事業〕 1 に掲げる事業 システム開発費、機材リース料等 ・〔対象事業〕 2 及び3 に掲げる事業 賃金・謝金・旅費・印刷製本費・備品購入費等 〔支援金額（率）〕 ・〔対象事業〕 1 に掲げる事業 1, 0 0 0 万円以内（事業に要する経費の1 0 0 %以内） ・〔対象事業〕 2 及び3 に掲げる事業 1 0 0 万円以内（事業に要する経費の1 0 0 %以内） 〔対象団体〕 市町村		
	〔予算額〕	2 1 年度	— 2 0 年度 —
	〔事業期間〕	単年度	
	〔申請期間〕	毎年1 1 月下旬～1 月中旬	
	〔採択件数・採択例〕	2 1 年度	未定 2 0 年度 1 件（坂戸市）
	〔根拠法令・要綱等〕	公共スポーツ施設等活性化助成事業実施要綱	

スポーツ拠点づくり推進事業

制度区分 その他
所管団体 (財) 地域活性化センター
県担当課 地域政策課 地域振興担当 (内線 2768)

支援目的	財団法人地域活性化センターは、小中高校生が参加する各種スポーツの全国大会を継続的に開催しようとする市町村及びスポーツ団体の取り組みを支援することにより、全国各地に、青少年があこがれ、目標とするスポーツ毎の拠点を形成し、スポーツの振興と地域の再生を推進する。
支援内容	〔対象事業〕 小・中・高校生が参加するスポーツの全国大会（市町村が継続開催を希望し、関係するスポーツ団体と自主的に協議し大会を継続開催することとしたもの） ※助成期間は承認されたスポーツ大会の開催継続期間とし、10年を限度とする。ただし、必要があると認められる場合には、委員会の審査を経た上で、更新することができる。 〔対象経費〕 承認されたスポーツ大会の開催に要する経費のうち、市町村が負担する経費（市町村が直接執行する場合と主催者に補助する場合の双方を含む。ただし、役員旅費等スポーツ団体等が負担すべきであると認められる経費を除く。）とする。 〔支援金額（率）〕 500万円以内（承認されたスポーツ大会の継続開催に必要な備品購入等の初期費用の負担が含まれる場合にあっては、1,000万円以内） 〔対象団体〕 市町村
予算額	21年度 — 20年度 —
事業期間	10年を限度とする（更新可能）
申請期間	毎年6月～9月ごろ
採択件数・採択例	21年度 0件 20年度 0件
根拠法令・要綱等	スポーツ拠点づくり推進事業実施要綱

移住・交流受入システム支援事業

制度区分 その他
所管団体 (財) 地域活性化センター
県担当課 地域政策課 地域振興担当 (内線 2768)

支援目的	財団法人地域活性化センターは、市町村が行う地域づくりに対する支援の一環として、地方が都市住民などを受け入れる移住・交流者受入システムの構築に取り組む市町村のモデル的な事業に対し、財団法人全国市町村振興協会の協力を得て、助成を行う。
支援内容	〔対象事業〕 (1) 移住・交流者の受入システム構築のために行う取組で、事業計画に具体性のある事業であること。 (2) 移住・交流者受入システム構築の観点から、事業の実施に係る実質的成果があがることが期待できる事業であること。 (3) コンサルタントとの連携を円滑に行う体制の整備等、本事業がより効果的に実施されるような仕組みを有する事業であること。 (4) 本事業による取組内容が、他の市町村における移住・交流者受入システム構築のモデルとなるような事例となり得る事業であること。 〔対象経費〕 市町村が、実務的なノウハウを有する法人又は個人にコンサルティング業務を委託する経費 〔支援金額（率）〕 ・単独市町村の取組においては、200万円（対象事業経費の100%以内） ・複数市町村による共同の取組においては、400万円（対象事業経費の100%以内） 〔対象団体〕 市町村（複数での共同申請も可）
予算額	21年度 — 20年度 —
事業期間	単年度
申請期間	毎年11月下旬～1月中旬
採択件数・採択例	21年度 0件 20年度 0件
根拠法令・要綱等	移住・交流受入システム支援事業実施要綱

運営費補助金制度

【企画財政部】

合併市町村住民組織等 活性化事業

制度区分 その他
所管団体 (財) 地域活性化センター
県担当課 地域政策課 地域振興担当 (内線 2768)

支援目的	財団法人地域活性化センターは、合併後に主たる事務所が置かれていない旧市町村の地域を活性化することを目的として、住民組織等が自主的・主体的に実施する地域の活性化に向けた取組に対して、合併市町村を通じて当該住民組織等を支援する。
支援内容	〔対象事業〕 合併後に主たる事務所が置かれていない旧市町村の地域で、住民組織等が、自主的・主体的に実施する当該地域を活性化する事業（ソフト事業）について、合併市町村が助成を行う事業で以下のもの。なお、他に国の補助金を受けている事業は、対象外とする。 (1) 地域の伝統芸能等の継承・発展を通じた事業 (2) 地元産品を活用した事業 (3) 都市との交流を通じた事業 (4) 地域住民の交流を通じた事業 (5) 地域の人材育成を通じた事業 (6) その他、住民組織活性化支援事業として相応しいと認められる事業 〔対象経費〕 助成対象事業を実施する住民組織等に対して合併市町村が補助する経費 〔助成金額（率）〕 300万円以内（助成対象経費の100%以内） 〔対象団体〕 平成11年度以降に合併した市町村及び平成21年度までに合併予定の市町村
〔予算額〕	21年度 —
〔事業期間〕	単年度
〔申請期間〕	毎年11月下旬～1月中旬
〔採択件数・採択例〕	21年度 1件（本庄市） ※21年度新規事業
〔根拠法令・要綱等〕	合併市町村住民組織等活性化事業実施要綱

シンポジウム等助成事業

制度区分 その他
所管団体 (財) 自治総合センター
県担当課 地域政策課 地域振興担当 (内線 2768)

支援目的	宝くじの普及広報活動費として受け入れる受託事業収入を財源として、シンポジウム等の事業を実施するものに助成を行うことにより、豊かで安心できる魅力ある地域づくりの推進を図るとともに、宝くじの普及広報事業を行う
支援内容	〔対象事業〕 下記の取組を考え、地域社会づくりの推進を図るシンポジウム（講演会、パネルディスカッション）と事例発表、展示会等（シンポジウムのみでも可） ・循環型社会形成 ・少子・高齢化対策 ・地域資源活用促進 ・住民と行政との協働 等 〔対象経費〕 シンポジウム等の開催に要する経費 ※会場借上料は地方公共団体の負担 〔支援金額（率）〕 300万円（10万円単位） 〔対象団体〕 都道府県、市町村
〔予算額〕	21年度 — 20年度 —
〔事業期間〕	単年度
〔申請期間〕	毎年2月～3月
〔採択件数・採択例〕	21年度 未定 20年度 0件
〔根拠法令・要綱等〕	シンポジウム等助成事業実施要綱

運営費補助金制度

【県民生活部】

地域の文化・芸術活動支援事業

制度区分 その他
所管団体 (財) 地域創造
県担当課 文化振興課
文化振興担当 (内線2887)

支援目的	美しく心豊かなふるさとづくりの推進を目指し、地方公共団体等の自主事業の企画制作能力の向上、公立文化施設の利活用の推進等を図るため、地方公共団体等が地域において自主的に実施する文化・芸術活動を支援する。
支援内容	〔対象事業〕 ①創造事業：地域の創造的な文化・芸術活動又はその企画調査・実施準備 ②連携事業：3団体以上が連携して音楽、演劇、伝統芸能等の自主事業又はその連絡調整 ③単独事業：単独で行う自主事業 ④研修事業：公立文化会館等の職員又は地域の文化・芸術活動者を対象とした広域的な研修 〔対象経費〕 ①②③とも事業にかかる直接経費 ④は会場借上料・講師等謝金・研修用資料の印刷製本費、チラシ・ポスター印刷費 〔支援金額（率）〕 ①は助成対象経費から入場料等収入を除いた額の2分の1以内（上限1,000万円） ②③は助成対象経費から入場料等収入を除いた額の3分の2以内（上限500万円・例外あり） ④は助成対象経費の2分の1以内（上限200万円） 〔対象団体〕 ①地方公共団体 ②地方自治法第244条の2第3項により指定管理者として指定を受け、公の施設の管理を行う法人その他の団体 ③地域における文化・芸術活動の振興に資することを目的として民法第34条により設立された法人のうち、地方公共団体が基本金等を出資している法人（特定公益法人） ④地方公共団体、地方公共団体が2分の1以上出資している指定管理者、特定公益法人が、企画、運営について相当の責任を負う実行委員会等
予算額	21年度 - 千円、20年度 - 千円
採択件数・採択例	21年度 6団体10事業（内定）、20年度 5団体8事業
根拠法令・要綱等	平成21年度地域の文化・芸術活動支援事業助成要綱
事業期間・採択期限	①は複数年度。他は単年度。
組合せ出来る他制度	特になし

宝くじ文化公演

制度区分 その他
所管団体 (財) 自治総合センター
県担当課 文化振興課 文化振興担当 (内線2887)

支援目的	交響楽団等による演奏会、演劇及び文化に関する講演会その他の文化事業を全国各地で開催することにより、地方文化の振興に資する。
支援内容	〔対象事業〕 交響楽団等による演奏会、演劇（ミュージカル等を含む）、演奏家等によるリサイタル、落語・漫才・奇術等、文化講演会、その他。 〔対象経費〕 文化公演の開催に要する経費。 なお、入場料収入（定員の80%を超えた部分を除く）は、自治総合センターに帰属する。 〔支援金額（率）〕 文化公演の開催に要する経費。ただし、次の経費は、開催地者の負担とする。 ・会場使用料（一般的な音響、照明等設備使用料を含む） ・会場要員費（アルバイト賃金、食費を含む） ・花束代、ピアノ調律料、ケータリング経費 ・ポスター、チラシ等の配布に要する経費 ・新聞、広報誌等への宣伝費 〔対象団体〕 地方公共団体（ただし、1事業について県内2市町村で開催を原則とする）
予算額	21年度 - 千円、20年度 - 千円
採択件数・採択例	21年度 4団体2事業4公演（内定）、20年度 4団体2事業4公演
根拠法令・要綱等	平成21年度宝くじ文化公演実施要綱
事業期間・採択期限	単年度
組合せ出来る他制度	特になし

運営費補助金制度

【県民生活部】

宝くじふるさと ワクワク劇場

制度区分 その他
所管団体 (財) 自治総合センター
県担当課 文化振興課
文化振興担当 (内線2887)

支援目的	地域の人々に明るく健康的な笑いを提供し、活気あふれる元気な地域社会を創出することにより、地域の活性化に資する。
支援内容	〔対象事業〕 演芸ステージ、地元出演者・NHKアナウンサー・漫才師とのトーク、吉本新喜劇と地元出演者によるコメディの3部で構成される公演の開催地を募集するもの。 地元出演者は公募する。 〔対象経費〕 公演の開催に要する経費。 なお、入場料収入（定員の80%を超えた部分を除く）は、自治総合センターに帰属する。 〔支援金額（率）〕 公演の開催に要する経費。ただし、次の経費は、開催地の負担とする。 ・会場使用料（一般的な音響、照明等設備使用料を含む） ・会場要員費（アルバイト賃金、食費を含む） ・飾花代、ケータリング経費 ・ポスター、チラシ等の配布に要する経費 ・新聞、広報誌等への宣伝費 ・第3部の地元出演者の募集及び参加に関する経費 〔対象団体〕 地方公共団体
予算額	〔予算額〕 21年度 - 千円、20年度 - 千円
採択件数・採択例	〔採択件数・採択例〕 21年度 0件、20年度 1団体1公演
根拠法令・要綱等	〔根拠法令・要綱等〕 平成21年度宝くじふるさとワクワク劇場実施要綱
事業期間・採択期限	〔事業期間・採択期限〕 単年度
組合せ出来る他制度	〔組合せ出来る他制度〕 特になし

宝くじまちの音楽会

制度区分 その他
所管団体 (財) 自治総合センター
県担当課 文化振興課
文化振興担当 (内線2887)

【県民生活部】

支援目的	地域の人々に上質な音楽を提供し、地元合唱団等と一流プロとの共演の場を設けることにより、人々の豊かな心の育成に資する。
支援内容	〔対象事業〕 一流プロによる音楽会の開催地を募集するもの。2部構成とし、第2部に地元出演者を募集すること。 〔対象経費〕 音楽会の開催に要する経費。 なお、入場料収入（定員の80%を超えた部分を除く）は、自治総合センターに帰属する。 〔支援金額（率）〕 公演の開催に要する経費。ただし、次の経費は、開催地の負担とする。 ・会場使用料（一般的な音響、照明等設備使用料を含む） ・会場要員費（搬入搬出要員、カゲアナ、会場整理要員他） ・ピアノ（フルコン）使用料及び調律料 ・花束代、ケータリング経費 ・ポスター、チラシ等の配布に要する経費 ・新聞、広報誌等への宣伝費 ・第2部の地元出演者の募集及び参加に関する経費 〔対象団体〕 地方公共団体
予算額	〔予算額〕 21年度 - 千円、20年度 - 千円
採択件数・採択例	〔採択件数・採択例〕 21年度 0件、20年度 1団体1公演
根拠法令・要綱等	〔根拠法令・要綱等〕 平成21年度宝くじまちの音楽会実施要綱
事業期間・採択期限	〔事業期間・採択期限〕 単年度
組合せ出来る他制度	〔組合せ出来る他制度〕 特になし

宝くじおしゃべり音楽館

制度区分 その他
所管団体 (財) 自治総合センター
県担当課 文化振興課
文化振興担当 (内線2887)

支援目的	地域の人々に上質な音楽を提供し、心豊かな地域社会の推進に資する。				
支援内容	〔対象事業〕 一流プロによる演奏会の開催地を募集するもの。 〔対象経費〕 演奏会の開催に要する経費。 なお、入場料収入（定員の80%を超えた部分を除く）は、自治総合センターに帰属する。 〔支援金額（率）〕 公演の開催に要する経費。ただし、次の経費は、開催地の負担とする。 ・会場使用料（一般的な音響、照明等設備使用料を含む） ・運営スタッフ（受付・会場整理・ケータリング・搬入搬出要員・駐車場他付随経費を含む） ・ピアノ（フルコン）使用料及び調律料 ・ポスター、チラシ等の配布に要する経費 ・新聞、広報誌等への宣伝費 ・花束代 〔対象団体〕 地方公共団体				
	〔予算額〕	21年度	—	千円	、
	〔採択件数・採択例〕	21年度	0件	、	20年度
	〔根拠法令・要綱等〕	平成21年度「宝くじおしゃべり音楽館」実施要綱			
	〔事業期間・採択期限〕	単年度			
	〔組合せ出来る他制度〕	特になし			

長寿社会づくりソフト事業費
交付金交付事業（特定事業）

制度区分 その他
所管団体 地域社会振興財団
県担当課 高齢者福祉課 政策・地域ケア担当（内線 3 2 6 3）

支 援 目 的	「長寿社会対策大綱」（昭和61年6月閣議決定）に基づき、都道府県、市区町村がそれぞれの地域に適合した施策を樹立し、それぞれの地域において一人一人が心豊かで、自立と連携の精神に立脚して形成される魅力ある地域社会が築かれることを期待し、長寿社会づくりのためのソフト事業に積極的に取り組んでいる都道府県、市区町村の事業を支援する。
支 援 内 容	〔対象事業〕 高齢社会対策の推進を図るための人材の養成に資する事業等 ア 地域医療技術向上推進事業 イ 地域医療機関と住民との連帯推進事業 ウ 健やかコミュニティモデル地区育成事業 エ 介護保険等整備推進事業 オ 保健・医療・福祉事業等推進調査事業 カ その他財団が特に必要と認める事業 〔対象経費〕 事業の種類により異なる。 〔支援金額（率）〕 上限額（事業の種類により異なる。） 2,000千円、5,000千円、10,000千円 〔対象団体〕 市町村
	〔予算額〕 〔採択件数・採択例〕 21年度（未定） 20年度 6件 〔根拠法令・要綱等〕 「地域医療等振興事業費交付金交付事業実施要項」 〔事業期間・採択期限〕 事業期間 1年 新規採択期限 — 〔組合せ出来る他制度〕 国、県の補助金を受けている事業は対象外

運営費補助金制度

市町村間職員交流・市町村 職員民間企業派遣事業費補助

制度区分 其他支援
所管省庁 彩の国さいたま人づくり広域連合
県担当課 (電話048-664-6681)

支援目的

市町村職員の専門的知識の習得や幅広い視野の養成及び市町村における専門技術職員の確保。

支援内容

人材交流事業に関する補助制度（概要）

事業種別	対 象 団 体	対 象 経 費	補助額
市町村間専門技術職員交流促進事業	広域連合の調整により、専門技術職員の派遣、交流を行う市町村（地方自治法第252条の17による職員の派遣）	受入市町村が負担する派遣職員の給与	〔一方派遣〕 100万円以内 〔相互派遣〕 給与の超過差額の1/2（100万円）以内
		派遣による欠員補充のための代替職員賃金	〔一方派遣〕 100万円以内
市町村職員民間企業派遣促進事業	広域連合の調整により、1月以上の職員派遣を行う市町村	派遣による欠員補充のための代替職員賃金	100万円以内

予算額

21年度1,292千円20年度1,825千円

採択件数・採択例

特になし

根拠法令・要綱等

(1) 市町村間専門技術職員交流促進事業費補助金交付要綱

(2) 市町村職員民間企業派遣促進事業費補助金交付要綱

事業期間・採択期限

特になし

組合せできる他制度

特になし

市町村職員研修

制度区分 其他支援
所管団体 彩の国さいたま人づくり広域連合
県担当課 (電話048-664-6681)

支 援 目 的	自ら問題を発見し、解決策を考え行動する職員、高度な専門知識や経営感覚を持ち、広い視野から考える職員及び住民の視点に立ち、住民と協働できる職員に適う人づくりに資するため。		
支 援 内 容	〔支援内容〕 1 市町村職員広域研修 (1) 階層別研修 [全6コース] 新規採用職員研修、中級職員研修、係長級研修、課長補佐級研修、課長級研修、部・次長級研修 (2) 選択研修 [全28コース] 民法、行政法、基礎から学ぶ地方自治法、地方自治法、基礎から学ぶ地方公務員法、地方公務員法、裁判事例を学ぶ、プレゼンテーション能力養成(話し方編)、ビジュアル・プレゼンテーション、折衝・応対能力養成、実践!危機管理広報を学ぶ、ファシリテーション、女性職員ステップアップ研修、政策法務基礎編、政策法務応用編、問題発見の目を養う、NPOとを学ぶ、民間企業に学ぶ、異業種体験研修、簿記・財務諸表論、人づくりセミナー、仕事・情報マネジメント、目標による管理、コーチング、メンタルヘルス、モチベーション・アップ、意思決定能力強化、業務カイゼン〜トヨタの手法に学ぶ〜 (3) 講師養成研修 [全8コース] 地方自治法講師養成研修、地方公務員法講師養成研修、法制執務講師養成研修、JST基本コース指導者養成研修、接遇研修指導者養成研修、JKET指導者養成研修、政策形成研修講師養成講座、講師研究会 2 その他 (1) 研修に関する各種情報の提供 (2) ビデオなど視聴覚機器等研修教材の貸出 (3) 通信教育講座の実施 〔対象団体〕 県内全市町村、一部事務組合 * 市町村職員研修は、原則として、彩の国さいたま人づくり広域連合の一部門である自治人材開発センター及び自治セミナーハウスで実施している。		
〔予 算 額〕	21年度	43,329千円	
	20年度	38,628千円	
〔採択件数・採択例〕	21年度	42コース	
	20年度	42コース	
〔根拠法令・要綱等〕	地方公務員法第39条		

政策課題共同研究

制度区分 その他支援
所管団体 彩の国さいたま人づくり広域連合
県担当課 (電話048-664-6681)

支援目的	県内自治体が直面している政策課題について、県と市町村職員等が共同で調査研究することにより、職員の政策形成能力の向上を図るとともに、構成団体の政策立案に資する。 (平成11年度から実施、21年度は2テーマを実施する予定)
支援内容	〔支援内容〕 県内自治体が直面している政策課題について、県と市町村職員等が共同で研究することにより、構成団体の政策形成・政策開発に役立てるとともに、研究活動を通して職員の政策形成能力の向上を図る。 21年度は、2テーマで研究を行う予定。 (21年度テーマ未定) 研究員は、21年度当初に広域連合構成団体職員から募集する。なお、次年度の研究テーマは年度末に募集する。 (参考：20年度の研究テーマ)
内容	「見える！見せます！財政状況ー新しい公会計を用いた2つのレポートー」 (埼玉県職員提案) 「温暖化対策における自治体の役割～自然で無理ないエコ社会に向けて～」 (松伏町職員提案)
対象団体	〔対象団体〕 広域連合構成団体
予算額	〔予算額〕 21年度 2,415千円 20年度 2,573千円
採択件数・採択例	〔採択件数・採択例〕 21年度 2件、20年度 2件
根拠法令・要綱等	〔根拠法令・要綱等〕 政策課題共同研究実施要綱

市町村政策課題研究支援事業

制度区分 その他支援
所管団体 彩の国さいたま人づくり広域連合
県担当課 (電話048-664-6681)

支援目的	政策課題の研究・研修を通じて政策形成の手順等を体得する「政策課題研究事業」を実施する市町村に対し、総合的なサポートを行うことにより、市町村における政策課題研究事業の活性化を図るものである。
支援内容	〔支援内容〕 1 政策課題研究基調講義等の支援 政策形成概論等の講師を必要とする場合、当広域連合政策管理部職員で対応する。 2 政策研究事業に関する運営サポート はじめて政策研究・研修を実施する場合など、当該事業に関するノウハウを必要としている市町村からの企画、進行管理等に関する相談に応じる。 また、事業実施に必要な図書、機材等の貸出しを行う。
対象団体	〔対象団体〕 県内市町村
予算額	〔予算額〕 21年度 0千円 20年度 0千円
採択件数・採択例	〔採択件数・採択例〕 21年度 未定、20年度 2件
根拠法令・要綱等	〔根拠法令・要綱等〕 市町村政策課題研究支援事業実施要綱

政策情報ライブラリー

制度区分 その他支援
所管団体 彩の国さいたま人づくり広域連合
県担当課 (電話048-664-6681)

支援目的	多数所蔵している地方自治及び政策形成・研究に関連する書籍や定期刊行物、また他の研究機関等から送付される報告書の閲覧及び貸出しを通じて、職員及び構成団体の政策研究を支援する。 政策情報ライブラリーURL http://www.hitozukuri.or.jp/jinzai/seisaku/82network/02/Library.htm
支援内容	〔支援内容〕 1 ライブラリーの資料内容 ・自治体等から広域連合に送付された行政資料、政策研究報告書 ・政策研究関連の書籍・雑誌 ・職員の自己研鑽に資する書籍 2 ライブラリー・サービスについて ・閲覧 ・貸出し（禁帯出図書を除く）は1回3冊まで、貸出期間は3週間以内。 - インターネットによる資料検索及び電子メールによる貸出し申込みも可能。 ※郵送（貸出者の費用負担なし）による貸出しも行っている（詳細は、広域連合まで）。 3 ライブラリー利用時間 - 閲覧及び貸出しは午前9時から午後5時まで。（祝日、年末年始休日及び週休日を除く。） - インターネット上の検索及び電子メールによる貸出し申込みは常時利用できる。 〔対象団体〕 広域連合構成団体、一部事務組合
〔予算額〕	21年度 1,751千円 20年度 1,738千円
〔採択件数・採択例〕	20年度末蔵書数 約4,800冊
〔根拠法令・要綱等〕	政策情報ライブラリー運営要綱

研修講師等人材バンク

制度区分 その他支援
所管団体 彩の国さいたま人づくり広域連合
県担当課 (電話048-664-6681)

支援目的	研修講師やアドバイザーとしてふさわしい人材の情報をデータベースとして整備するとともに、講師情報をインターネットを通じて提供することにより、構成団体の政策研究及び研修を支援する。 研修講師等人材バンクURL http://www.hitozukuri.or.jp/cgi-bin/Bank/Bank.cgi
支援内容	〔支援内容〕 1 自治人材開発センターで実施した研修・研究の講師に関する情報を整備しデータベース化することにより、広域連合構成団体（職員）に対しインターネットを通じた情報提供を行う。 2 配布するデータの内容は、（研修・研究）分野・（講師）氏名・よみがな・自宅郵便番号・自宅住所・自宅電話番号・勤務先・勤務先郵便番号・勤務先住所・勤務先電話番号・略歴・著書等（研修等の）実施年度・研修名などである。 3 情報提供される講師情報は、講師本人に情報の開示に対する承諾を受けたものとしている。 〔対象団体〕 広域連合構成団体、一部事務組合
〔予算額〕	21年度 0千円 20年度 0千円
〔採択件数・採択例〕	20年度末公開データ数 122件
〔根拠法令・要綱等〕	特になし

人材確保事業

制度区分 其他支援
所管団体 彩の国さいたま人づくり広域連合
県担当課 (電話048-664-6681)

支援目的	各市町村における優秀な人材の確保。		
支援内容	〔支援内容〕 (1) 市町村職員採用合同説明会の開催 会場内に各市町村ブースを設け、人事担当者や既に市町村で活躍している保健師などが志望者に対して採用情報や各市町村の特色、現場での体験談などについて説明し、各市町村の職員採用について積極的にPRする。 また、各市町村の採用計画の情報を職種別などにまとめた職員採用情報一覧を作成し、来場者に配布する。 開催予定：平成21年7月 さいたまスーパーアリーナ コミュニティアリーナ (2) 市町村職員採用情報フォーラムの開催 市町村職員を目指す人に公務員の魅力や仕事の種類や内容などについて、講演や先輩職員の経験談を交えて積極的にPRする。 開催予定：平成22年2月 (3) 市町村職員採用情報ナビゲーションシステムなどによる情報提供 市町村職員採用情報サイト「SAITAMA WORKS Navi」において、各市町村の職員募集の職種・人数・受験資格、試験日程・内容等の最新情報を発信する。 2次募集情報等についても、随時このサイトで情報を提供する。		
対象団体	〔対象団体〕 県内市町村、一部事務組合		
〔予算額〕	21年度	8,362千円	20年度 8,404千円
〔採択件数・採択例〕	平成21年度 - 市町村職員採用合同説明会 (予定) 平成21年7月 - 市町村採用情報フォーラム (予定) 平成22年2月 - 市町村職員採用情報一覧 5,000部 平成20年度 - 市町村職員採用合同説明会の参加団体 62団体 (来場者2,365人) - 市町村採用情報フォーラムの来場者 熊谷会場 148人 さいたま会場 364人 - 市町村職員採用情報サイト、アクセス件数 約11万5千件 (年間)		
〔根拠法令・要綱等〕	特になし		

人材交流事業

制度区分 其他支援
所管省庁 彩の国さいたま人づくり広域連合
県担当課 (電話048-664-6681)

支援目的	市町村職員の専門的知識の習得や幅広い視野の養成及び市町村における専門技術職員の確保。
支援内容	〔支援内容〕 (1) 市町村人材交流の調整 ア 市町村間の職員交流 先進施策や特色ある行政運営の習得による人材育成や、即戦力となる専門技術職員の確保に役立てるため、交流情報を提供するなど、市町村と緊密に連携し多様な人材交流の促進を支援する。 イ 民間企業への職員派遣 市町村職員がデパート・ホテル等の業務を直接体験することにより、民間企業の経営感覚やコスト意識、折衝・応対能力などを習得させるため、民間企業と積極的に調整を行い、派遣促進を図る。 (2) 人材開発情報誌の発行 人材交流をはじめ、様々な人材開発の取組みを具体的に紹介する情報誌を発行する。 ・発行部数 3, 0 0 0 部 ・主な配布先 各市町村、派遣先民間企業等 〔対象団体〕 県内市町村
内容	〔予算額〕 21年度 1, 109千円 20年度 1, 192千円 〔採択件数・採択例〕 20年度 ・市町村間の職員交流 17団体(10市7町)で実施 ・民間企業派遣事業 23団体(39名)が参加 ・市町村人材開発情報誌 3, 500部 〔根拠法令・要綱等〕 (1) 市町村間専門技術職員交流促進事業実施要綱 (2) 市町村職員民間企業派遣促進事業実施要綱